



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和3年2月26日金曜日 第184号

### 目次

○ 愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則……………（循環型社会推進課）… 173

告 示

○ 県営土地改良事業の換地処分……………（農地整備課）… 174

○ 土砂災害警戒区域の指定（2件）……………（砂防課）… 174

○ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定……………（"）… 176

○ 公共測量の実施の通知（3件）……………（道路維持課）… 184

○ 愛媛県証紙売りさばき人の指定の取消し（2件）……………（会計課）… 184

○ 指定居宅サービス事業者の指定……………（東予地方局地域福祉課）… 185

○ 指定居宅サービス事業の廃止……………（"）… 185

○ 建設業者の許可の取消し……………（東予地方局管理課）… 185

○ 土地改良区の定款変更の認可……………（中予地方局農村整備第一課）… 186

○ 土地改良事業の計画の変更の認可……………（"）… 186

○ 土地改良事業の計画の変更の関係書類の縦覧（5件）……………（"）… 186

○ 指定居宅サービス事業の廃止……………（南予地方局地域福祉課）… 186

○ 指定介護予防サービス事業の廃止……………（"）… 187

○ 道路の区域変更（県道大洲野村線）……………（南予地方局大洲土木事務所）… 187

○ 道路の供用開始（"）……………（"）… 187

正 誤

○ 令和3年1月12日付け第171号目次中……………（中予地方局農村整備第一課）… 187

### 規 則

#### ○愛媛県規則第3号

愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年2月26日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（平成12年愛媛県規則第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第1（第3条、第4条の3関係）			別表第1（第3条、第4条の3関係）		
項目	基準値	測定方法	項目	基準値	測定方法
カドミウム	検液1リットルにつき0.003ミリグラム以下	日本産業規格（以下「規格」という。）K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法	カドミウム	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	日本産業規格（以下「規格」という。）K0102の55_____に定める方法
省略			省略		
トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.01ミリグラム以下	省略	トリクロロエチレン	検液1リットルにつき0.03ミリグラム以下	省略
省略			省略		
備考 省略			備考 省略		
別表第2（第4条、第4条の2関係）			別表第2（第4条、第4条の2関係）		
項目	基準値	測定方法	項目	基準値	測定方法
カドミウム	1リットルにつき0.003ミリグラム以下	規格K0102の55.2、55.3又は55.4に定める方法	カドミウム	1リットルにつき0.01ミリグラム以下	規格K0102の55_____に定める方法

省略		
トリク	1リットルにつき	省略
ロロエ	0.01ミリグラム以下	
チレン		
省略		

備考 省略

省略		
トリク	1リットルにつき	省略
ロロエ	0.03ミリグラム以下	
チレン		
省略		

備考 省略

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和3年4月1日から施行する。  
(土砂基準及び水質基準に関する経過措置)
- この規則の施行の際現に愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例（平成12年愛媛県条例第2号。以下「条例」という。）第9条又は第14条第1項の許可の申請をしている者の当該申請に係る特定事業区域内の表土に係る土砂基準については、改正後の愛媛県土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例施行規則（以下「新規規則」という。）別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- この規則の施行の際現に土砂等の埋立て等をしている者（附則第5項に規定する者を除く。）又は土砂等の埋立て等の用に供するために土地を提供して当該土砂等の埋立て等をされている者の当該土砂等の埋立て等に使用された土砂等に係る条例第7条第2項の土砂基準及び当該土砂等の埋立て等に供し、又は供された区域内の浸透水に係る同条第3項の水質基準については、新規規則別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- この規則の施行の際現に条例第7条の2第1項又は第17条第3項の規定により水質検査又は土壌検査を行うこととされている者（次に規定する者を除く。）のこれらの検査に係る土砂等の埋立て等の用に供した土地又は特定事業区域内の土壌中の土砂等に係る条例第7条の2第3項（条例第17条第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）の土砂基準及び当該土地又は特定事業区域内の浸透水に係る条例第7条の2第3項の水質基準については、新規規則別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- この規則の施行の際現に条例第9条の許可を受けている者又は同条の許可の申請をしている者でこの規則の施行の日以後に当該許可を受けたものの当該許可に係る特定事業に使用された土砂等に係る条例第7条第2項の土砂基準及び当該許可に係る特定事業区域内の土壌中の土砂等に係る条例第7条の2第3項の土砂基準並びに当該許可に係る特定事業区域内の浸透水に係る条例第7条第3項及び第7条の2第3項の水質基準については、新規規則別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。  
(水質検査及び土壌検査に関する経過措置)
- この規則の施行の際現に条例第7条の2第1項又は第17条第3項の規定により水質検査又は土壌検査を行うこととされている者（次に規定する者を除く。）のこれらの検査の測定方法については、新規規則別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- この規則の施行の際現に条例第9条の許可を受けている者又は同条の許可の申請をしている者でこの規則の施行の日以後に当該許可を受けたものの当該許可に係る特定事業区域内の水質検査及び土壌検査の測定方法については、新規規則別表第1及び別表第2の規定にかかわらず、なお従前の例による。

告 示

○愛媛県告示第196号

令和3年2月16日県営中山間地域農業農村総合整備事業内子地区の換地計画に基づく換地処分を行ったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第10項において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

令和3年2月26日

愛媛県知事 中村時広

○愛媛県告示第197号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次のとおり土砂災害警戒区域を指定する。

令和3年2月26日

愛媛県知事 中村時広

土砂災害警戒区域		
名 称	指定の区域	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
広見504-NK-383	南宇和郡愛南町増田（次の図のとおり）	地滑り
内泊505-NS-122	南宇和郡愛南町内泊（次の図のとおり）	地滑り

（「次の図」は、省略し、その図面は、土木部河川港湾局砂防課、愛南土木事務所及び愛南町に備えて一般の縦覧に供する。）

○愛媛県告示第198号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項の規定に基づき、次のとおり